

天瀬ポンプ場ほか運転管理業務委託

一般仕様書

令和8年度

岡山市 下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

目 次

第 1 章 総則

第 1 条	目 的	1
第 2 条	提出書類	1
第 3 条	業務責任者の選任	1
第 4 条	業務責任者等の職務	1
第 5 条	官公署その他への手続き	2
第 6 条	災害防止等	2
第 7 条	業務用電力等	2
第 8 条	弁済復旧	2
第 9 条	整理整頓	2
第 1 0 条	別契約の関連作業	2
第 1 1 条	使用工具等	3

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、本業務の基本的内容について定める。受託者は公告、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて監督員の指示に従って誠実に履行するものとする。

2 なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、優秀な技術で履行しなければならない。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、業務の契約締結後直ちに次の書類を本市監督員等に提出しなければならない。

- (1) 課税事業者届
 - (2) 委託業務着手届
 - (3) 工程表
 - (4) 組織表等
 - (5) 業務責任者等届（資格証（写）もしくは経歴書を含む）
 - (6) 従業員名簿（資格証（写）もしくは経歴書を含む）
 - (7) 作業計画書
 - (8) 雨季対策業務説明書
 - (9) 事務室等使用及び電話設置願
 - (10) 火元責任者選任届
 - (11) 勤務表等承諾願及び作業予定表
 - (12) その他本市が必要とする書類
- 2 契約期間が満了したときは、速やかに完了通知書及び業務写真を提出しなければならない。
- 3 上記提出書類の記載事項に変更を生じた時には、直ちに変更届を提出し承諾を受けなければならない。

(業務責任者の選任)

第 3 条 受託者は、下水道管理技術認定試験合格者又は下水道法施行令第 15 条の 3 の該当者、若しくはこれらと同等の能力を有する者の中から本業務の業務責任者を選任し、本市の承諾を得ること。

2 業務責任者が不在の時は、業務責任者と同等の能力を有する副責任者をもって対応すること。

(業務責任者等の職務)

第 4 条 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として業務全般の総括、従業員の指揮、監督、業務の適正かつ円滑な遂行。
- (2) 契約書、仕様書その他関係書類により、業務の目的内容等を十分理解させ、効果的・経済的な運転の指導。

- (3) 日常の業務執行状況等の連絡調整及び報告、必要により監督員等との協議、並びに業務の円滑な遂行。
 - (4) 従業員の技術の向上のための現場研修の実施、事故防止対策の立案及び指導、並びに緊急時の対応体制の確立。
 - (5) 設備機器更新・変更、新設等に伴う本市実施の研修への業務従事者の受講指示及び機会の確保。
 - (6) 支給物品・貸与物件等の管理（所在確認、破損・紛失等）及び業務従事者の指導。
- 2 副責任者の職務は次のとおりとする
- (1) 副責任者は、業務責任者不在時の時、その職務を変わって遂行する。

（官公署その他への手続き）

- 第5条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。
- 2 これらの手続きに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

（災害防止等）

- 第6条 本業務の履行にあたっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は受託者の責務において誠意をもって解決すること。
- 2 業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

（業務用電力等）

- 第7条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

（弁済復旧）

- 第8条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。
万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

（整理整頓）

- 第9条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

（別契約の関連作業）

- 第10条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第 1 1 条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

天瀬ポンプ場等保守点検整備概要（一般機場）

名 称	日常業務 ・ 点検内容	点検頻度
沈砂池設備	機器外観点検・異常（振動・異音・異臭）等の確認 制御盤確認（計器指示, 切替スイッチの位置等） 潤滑油量及び汚れ点検 油脂類の補給, 交換 各機器の動作確認 し渣及び沈砂ホッパーの貯留状況確認 施設及び機器の清掃 揚砂設備の運転, 沈砂池除砂, 除塵作業 " " " " 自動除塵機, し渣搬送装置, し渣洗浄装置, し渣ホッパー等の清掃 沈砂池等のスカム除去作業 手搔スクリーンの除塵 その他	巡回毎 " " 毎 週 随 時 毎 週 毎 週 随 時 毎月（汚水） 随時（雨水） 毎 週 毎 週 随 時
ポンプ設備	機器外観点検・異常（振動・異音・異臭）等の確認 制御盤確認（計器指示, 切替スイッチの位置等） 空気圧, 燃料, 冷却水及び潤滑油量汚れ等の確認 油脂類の補給, 交換 空気洩れ, 油洩れ, 水洩れ等の点検（配管ピット内外） 各機器の動作確認 空気槽, 圧力タンク等のドレーン抜き クーリングタワー、同ストレーナー、高架水槽、冷却水ポンプ等一連のエンジンの冷却設備点検 施設及び機器の清掃 汚水ポンプその他補機類の切り替え ポンプ運転時間, 燃料使用量等記録 その他	巡回毎 " " 毎 週 随 時 巡回毎 毎 週 毎 週 毎 週 随 時 毎 月 毎 月
脱臭設備	機器外観点検・異常（振動・異音・異臭）等の確認 制御盤確認（計器指示, 切替スイッチの位置等） 各機器の動作確認 施設及び機器の清掃 機器の切り替え及び, 薬液タンク量の確認 脱臭風量, マノメーター等の確認 その他	巡回毎 " " 毎 月 随 時 毎 月 毎 月

名 称	日常業務・点検内容	点検頻度
受変電設備	機器外観点検・異常（振動・異音・異臭）等の確認 計器指示・表示灯・切り替えスイッチの位置等確認 盤の外表面清掃 その他	巡回毎 " 随 時
直流装電置源	受変電設備に準ずる バッテリーの液面, 温度確認, 比重, 電圧等の測定及び, 確認 充電作業 その他	毎 月
自家発電設備	受変電設備に準ずる 燃料残量記録 燃料使用量 補機類動作確認 その他	巡回時 毎 月 毎 月
遠方監視装制置御	計器指示, 表示灯の確認, 計器指示等の記録及び入力 汚水ポンプその他の運転操作, 制御, 監視 動作確認 表示灯の取替え 画面及び盤表示の確認 操作場所の切替え確認 その他	巡回時 " 毎 月 随 時 " "
計装機器	作動状況確認 記録紙, インク等の交換 受信器・発信器類の外観確認 その他	巡回時 随 時 隔 月
その他の	施錠状況, 建物外観異常等の確認 給排気設備の動作確認 照明設備の点灯状況確認 クレーン等の試運転 電力・水道・薬品残量等の確認, 記録 地下燃料タンク漏洩検査, 残量の確認, 記録及び地下タンク、室内燃料小出槽、重油配管設備の目視点検（天瀬、笹ヶ瀬は毎日） 消防用設備状況確認 ゲート設備動作確認 建設設備状況確認 土木・建築物等の外観確認 場内及び機場周辺の修景及び環境状況の確認・清掃・除草・樹木灌水 ※ 岡南ポンプ場・錦ポンプ場・笹ヶ瀬ポンプ場・野殿ポンプ場・平田ポンプ場・万成ポンプ場・浦安ポンプ場（吐出水路上部含）、当新田ポンプ場については、毎月必要に応じて除草（錦Pは樹木灌水含）を行い、刈草については適切に処分すること。 その他運転・維持管理における必要業務	巡回時 毎 週 毎 月 隔 月 巡回時 毎 週 隔 月 年 次 年 次 年 次 巡回時

天瀬ポンプ場ほか運転管理業務委託

特記仕様書

令和8年度

岡山市 下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

目 次

	第 1 章 総則	
第 1 条	目 的	1
第 2 条	業務の範囲及び履行場所	1
第 3 条	業務の期間	1
第 4 条	業務内容	1
第 5 条	関係法令の遵守	2
第 6 条	運転業務等	2
第 7 条	業務時間	2
第 8 条	非常時の対応	2
第 9 条	引継および定例会	3
第 10 条	勤務者の配置	3
第 11 条	有資格者の選任	4
	第 2 章 業務要領	
第 12 条	業務予定表等	5
第 13 条	機器の点検整備結果	5
第 14 条	業務従事者の研修	5
第 15 条	作業内容の変更	5
第 16 条	施設への立入禁止	5
第 17 条	修理・造作	5
第 18 条	運転記録等	5
第 19 条	安全・衛生の確保	5
第 20 条	火災の防止	6
第 21 条	盗難・事故の防止等	6
第 22 条	門扉の管理	6
第 23 条	照明等の管理	6
第 24 条	業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合	6
	第 3 章 その他	
第 25 条	事務室等の使用	7
第 26 条	完成図書・工具の貸与・備品の整理	7
第 27 条	事務用品等	7
第 28 条	従業員 の 服装等	7
第 29 条	負担区分	7
第 30 条	雑則	8
第 31 条	規律維持	8
第 32 条	疑義等	8
第 33 条	喫煙	8
第 34 条	その他関係業務への協力	8
	第 4 章 特記事項	
第 35 条	運転操作監視業務内容	9

第36条	保守点検業務内容	9
第37条	雨水対策業務内容	9

第5章 施設概要

第38条	天瀬ポンプ場	11
第39条	巖井ポンプ場	11
第40条	笹ヶ瀬ポンプ場	12
第41条	岡南ポンプ場	13
第42条	万成ポンプ場	13
第43条	錦ポンプ場	13
第44条	平田ポンプ場	14
第45条	当新田ポンプ場	14
第46条	野殿ポンプ場	15
第47条	古新田ポンプ場	15
第48条	浦安ポンプ場	15
第49条	田中ポンプ場	16
第50条	北長瀬ポンプ場	16
第51条	今保ポンプ場	16
第52条	白石ポンプ場	17

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本仕様書は、天瀬・巖井・笹ヶ瀬・岡南・万成・錦・平田・当新田・野殿・古新田・浦安・田中・北長瀬・今保・白石の各ポンプ場（以下「天瀬ポンプ場等」という）並びに旭西排水センター（中央監視室）での雨水排水及び汚水送水を適切に行うことを目的とした運転業務（以下「業務」という）の実施について必要な事項を定める。
- 2 受託者は、旭西排水センター・天瀬ポンプ場等の機能を十分達成できるよう契約書、仕様書、下水道施設設計指針及び解説、下水道維持管理指針、その他関係書類に基づき能率的、経済的に業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、本市が定める保守点検表及び（社）河川ポンプ施設技術協会発行「ポンプ施設の建設と管理」によって点検整備及びポンプ運転を実施するほか、下水道維持管理指針等の文献を十分に活用すること。

(業務の範囲及び履行場所)

第 2 条 本業務の範囲は、特記仕様書に掲げる施設の範囲とし、履行場所は下記施設所在地先とする。

(1)	天瀬ポンプ場	岡山市北区京橋南町1番10号
(2)	巖井ポンプ場	岡山市北区富町二丁目6番30号
(3)	笹ヶ瀬ポンプ場	岡山市北区野殿西町1番地3
(4)	岡南ポンプ場	岡山市南区築港元町8番8号
(5)	万成ポンプ場	岡山市北区谷万成二丁目12番7号
(6)	錦ポンプ場	岡山市南区藤田2356番地1
(7)	平田ポンプ場	岡山市南区米倉151番地2
(8)	当新田ポンプ場	岡山市南区当新田267番地1
(9)	野殿ポンプ場	岡山市北区野殿西町428番地6
(10)	古新田ポンプ場	岡山市南区古新田990番地1
(11)	浦安ポンプ場	岡山市南区築港栄町10番地2
(12)	田中ポンプ場	岡山市北区田中581番地先
(13)	北長瀬ポンプ場	岡山市北長瀬2105番地
(14)	今保ポンプ場	岡山市北区今保字北川306番1
(15)	白石ポンプ場	岡山市北区白石字野田403番1
(16)	旭西排水センター	岡山市北区七日市西町6番10号

(業務の期間)

第 3 条 本業務の契約期間は次のとおりとする。

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

(業務内容)

第 4 条 本業務の内容は次のとおりとし、業務内容の詳細は第35～37条による。

- (1) 運転操作・監視業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 雨水対策業務

(関係法令の遵守)

第5条 受託者は、業務実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行う。関係法令等の一例として、下水道法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、電気事業法、エネルギーの使用の合理化に関する法律及びそのほか関係法令（以下「関係法令等」という）を遵守しなければならない。

2 適用を受ける関係法令・規格等は改定等があった場合は最新のものとする。

(運転業務等)

第6条 天瀬ポンプ場等の運転業務は、次の各項により行わなければならない。

- (1) 天瀬ポンプ場等の運転は、本市が定める水位内（別紙運転マニュアルに記載）で運転すること。
- (2) 機器の運転操作は、本市が貸与する所定の機器取扱説明書・操作説明書・関係図書等に基づいて行うこと。
- (3) 天瀬ポンプ場等の保守・点検等とは、施設の巡視点検・整備・軽微な修理・塗装及び清掃等を言い、常に良好な状況保持に努めること。
- (4) 緊急事態の発生に際しては、受託者の成し得る最善策を講じた後、直ちに監督員又は本市係員（以下監督員等という。）に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 施設設備故障発生時、降雨等の緊急時においては、迅速に適切な体制（おおむね1時間以内に参集）がとれるようにすること。
- (6) 疑義のある場合は、監督員等と協議し、その指示に従うこと。

(業務時間)

第7条 第4条に掲げる業務遂行の時間帯は次のとおりとする。

- (1) 中央監視室運転操作監視業務（各ポンプ場運転操作監視業務）
 - ・夜間 16時45分から～翌日8時45分まで 当直1人体制
 - ・土日及び祝祭日 8時30分から17時まで（12月29日～1月3日を含む）
- (2) 天瀬ポンプ場等保守点検業務 8時30分から17時まで
- (3) 雨水対策業務 24時間
- (4) 宿直業務 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間、宿直（1人）を配置し非常時には、いつでも対応できる体制を確保すること。

(非常時の対応)

第8条 受託者は、集中豪雨・雷・台風・火災・停電・重大事故等の緊急事態発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 緊急事態が発生したときは、ただちに業務に支障のないように適切な措置を講じるとともに、監督員等に通報すること。
- 3 大雨、台風など予測される場合や異常事態発生時には次の各号について適切に対応し、その結果を事後、監督員等に書面をもって提出すること。
 - (1) 予め人員を所定の天瀬ポンプ場等に配置し流入水量増加に備え、体制を整えること。
 - (2) 天瀬ポンプ場等では流入ゲート、自動除塵機、ポンプ等の運転操作や監視を適時適

切に実施すること。その他、主機や補機類の点検を行い安定した運転が継続されるよう機器の点検を怠らないこと。

- (3) 天瀬ポンプ場等で異常が発生したときには、旭西排水センター中央監視室(以下「監視室」という)または監督員等に連絡し、指示を受けて適切に対応すること。但し、現場で応急対応可能な異常は現場で対処し、その結果を監視室または監督員等に報告すること。
 - (4) 監視室に監督員等が不在の場合は班長若しくは所属長に連絡し指示を受けること。
 - (5) 保守点検を実施している施設で緊急事態が発生している場合には、監督員等からの指示により配置可能な人員を現場に配置し現場の状況を把握すること。その結果を監督員等に連絡し、連携して復旧に努めること。
 - (6) 雨水ポンプ運転が必要となる降雨が観測、又は予測された場合は、監督員等に降雨予測や周辺水位などの状況を報告し、その指示により、運転操作補助員への連絡等を行い円滑なポンプ運転を行うための情報連携を行うこと。
- 4 地震、火災、津波、豪雨、浸水、停電など自然災害や重大事故が発生した場合には、配備可能な人員の安否確認を行い、作業員を当該施設に配置し、その結果を監督員等に直ちに連絡すること。配置完了後は監督員等の指示により次の業務を行うこととする。
- (1) 被災施設の状況を調査しその内容について監督員等に連絡すると同時に事後、報告書を提出すること。監視室と現場の交信記録メモを監視室に保管しておくこと。報告書を提出した後はこの限りではない。
 - (2) 汚水や雨水の揚水機能を確保することを最優先に監督員等と連携して応急復旧に努める。
 - (3) 被災した施設の電源を遮断するなど、安全を確保した後、室内、手摺、機械設備、電気設備などの汚染を除去し、簡易洗浄等を実施する。
- 5 受託者は年に一度下水道河川局で行う災害発生時に適切な業務の執行及び早期の復帰作業を目的とした訓練(呼称BCP:下水道業務継続計画)に参加を行うこと。
- 6 受託者は、前各項の緊急事態の報告を速やかに書面にて行うこと。

(引継および定例会)

第9条 業務時間開始時と終了時には、業務内容(作業内容、故障等)について当直者及び監督員等と引継を行うこと。

(勤務者の配置)

第10条 受託者は、天瀬ポンプ場等の運転、保守点検や中央監視室運転操作監視業務を適正に実施するために、十分な経験を有する者を15名以上、及び必要な有資格者(第11条)を配置すること。

2 受託者は業務遂行に支障をきたさないよう必要な人員を常に確保し、勤務させること。

3 従業員が監督員等の職務執行を妨げ、又はその指示に従わず、業務遂行上著しく不相当と認められる場合、本市は受託者に対して当該従業員の変更を指示することができる。

(有資格者の選任)

第 1 1 条 受託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる有資格者を選任し、本市の承諾を得なければならない。

- (1) 下水道処理施設維持管理資格者（下水道法第 2 2 条第 2 項の有資格者）を 7 名以上配置
- (2) 第 2 種酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) 危険物取扱者（乙種 4 類）又は（甲種）を 2 名以上配置
- (4) 玉掛け技能講習終了者
- (5) 床上操作式クレーン運転技能講習終了者
- (6) 電気工事士
- (7) その他業務の履行上必要な資格者

第 2 章 業務要領

(業務予定表等)

- 第 1 2 条 受託者は毎月 25 日までに翌月の勤務表・作業予定表等（以下「業務予定表」という。）を提出し、監督員等と協議しなければならない。
- 2 受託者は、月替わり後、速やかに前月の月次報告書を提出しなければならない。
 - 3 受託者は、（監督員等と協議して）決定した業務予定表に従い、誠実・確実にその業務を履行しなければならない。

(機器の点検整備結果)

- 第 1 3 条 点検の結果、異常を発見した場合には、直ちにその状況を監督員等に報告し、ストックマネジメントデータベースへ入力し、その対応を協議し、指示に従うこと。

(業務従事者の研修)

- 第 1 4 条 受託者は、業務従事者の研修を行い、業務に関する技術上の知識及び技能の修得に努めなければならない。

(作業内容の変更)

- 第 1 5 条 本市は、機器の修理等のため一時的に機器の運転を中止しようとする場合には、受託者にその旨を通知しなければならない。

(施設への立入禁止)

- 第 1 6 条 受託者は、本市の管理する施設のうち、業務実施上必要と認める場所以外の施設に無断で立ち入ってはならない。

(修理・造作)

- 第 1 7 条 受託者は、点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、備付け工具、支給材料等を用い修理可能なものについては、監督員等の承諾を得て修理すること。但し、緊急を要する場合は応急処置を行った後、監督員等に報告し、その指示に従うこと。
- 2 受託者は、改造工事・修繕・委託等、他の事業者の実施する別途業務に伴う運転方法の変更、及び別途業務の実施に必要な軽易な造作は、監督員等と協議して実施しなければならない。

(運転記録等)

- 第 1 8 条 受託者は、本市が定めた運転日誌等に所要事項を記入し、運転状況等を月替わり後、速やかに監督員等に報告しなければならない。また、雨水対策業務を行った場合は、月替わり後、速やかに前月の雨水対策業務実績表を監督員等に提出すること。

(安全・衛生の確保)

- 第 1 9 条 天瀬ポンプ場等には多くの機械・電気設備等が設置され、酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所又は高所危険箇所が多いため、業務実施にあたっては安全の確保に十分留意しなければならない。又、下水の中には種々の細菌や寄生

虫卵等が多く含まれているので、衛生には十分留意すること。

(火災の防止)

第20条 受託者は、火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難・事故の防止等)

第21条 受託者は、現場における設備・機器・備品・工具等の盗難、及び不法侵入者の防止、並びに事故の発生を未然に防止するため、十分監視を行わなければならない。

(門扉の管理)

第22条 施設管理上施錠を要する扉・窓等は、通常業務完了後に施錠し、また開始前に開錠すること。

(照明等の管理)

第23条 受託者は照明の点灯など、できるだけ節電に努めること。また、自動点灯する照明は、点灯時間、消灯時間の調節を行うこと。

(業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合)

第24条 受託者は、業務が完了し、新たな受託者へ引継ぐ場合には施設が正常に稼働するように、本市と協議して必要な措置を講じること。

第 3 章 その他

(事務室等の使用)

第 25 条 事務遂行に必要な事務室、控室等（以下「事務室等」という。）は、一般仕様書第2条第1項第9号の定めに従い使用承諾、または、変更承諾を得て使用すること。尚、契約期間中は無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中に、受託者の不注意で汚損等があった場合は、受託者の費用で直ちに修復しなければならない。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用を必要とする器具については事前に機器使用願等を提出し監督員等の承諾を得ること。又、変更する場合も同様とし、その使用にあたっては節約に努めなければならない。
- 4 受託者が運転管理業務以外に、必要とする電話は受託者の責任と負担にて設置しなければならない。

(完成図書・工具の貸与・備品の整理)

第 26 条 業務履行上必要と認めた完成図書・特殊工具・特殊試験器具等は本市が貸与する。なお、貸出の際に遅滞なく借用書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し責任をもって適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 貸与品を受託者の帰責事由により損傷・盗難・紛失等した場合は、受託者がこれを直ちに修理又は弁済しなければならない。
- 4 保守点検整備・小修理に必要な小型工具類や測定器具類等は、原則として受託者の負担とする。

(事務用品等)

第 27 条 業務処理に必要な事務器具・事務用品は、第29条に掲げる支給品を除いて受託者の負担とする。

(従業員の服装等)

第 28 条 受託者は、従業員に統一した制服を着用させ、受託者の職員であることを明示する社章名札等を着けさせ、従業員であることを明確にすること。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた保護具、ヘルメット、作業服及び作業靴（安全靴）等の使用着用を怠ってはならない。

(負担区分)

第 29 条 業務上必要とする次の経費は本市が負担（支給）する。なお、その受渡し及び取扱いは本市の指示に従い適正に実施すること。

- (1) 光熱水費（電気・水道・ガス）
- (2) 作業用薬品等
- (3) 潤滑油類等（補充及び交換用のオイル・グリース等）
- (4) 作業用燃料等（雨水ポンプ等・発電機）
- (5) 塗装材料等（補修用塗料等）
- (6) 報告記録用紙等（市所定書式用紙）

(7) 修繕材料・特殊工具・器具等

(8) そのほか本市が必要と認めるもの

- 2 受託者は、電力、用水等の使用に際しては、常に省エネルギーの見地から節約に努めること。

(雑則)

第30条 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても浸水の防除、生活環境改善、公共用水域の水質保全等の市民生活、社会活動上重要不可欠な公共施設である認識を常に持ち、運転管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて、これを誠実、确实に行わなければならない。又、受託者は、円滑な事務事業の遂行を実施するため常に関係業者と緊密な協力体制で臨むこと。

(規律維持)

第31条 受託者は本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(疑義等)

第32条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

(喫煙)

第33条 受託者は各機場の建物内では喫煙しないこと。

(その他関係業務への協力)

第34条 受託者は管路調査等その他関係業務により、各ポンプ場の送水停止、管底運転等及び現地立会が必要な場合は協力すること。

第 4 章 特記事項

(運転操作監視業務内容)

第 3 5 条 受託者の行う運転操作監視業務内容は次のとおりとする。なお、詳細は別紙各ポンプ場運転管理フロー（操作マニュアル）及び本市が必要に応じてその都度指示した内容による。

- (1) 当直者は、天瀬ポンプ場等の遠方監視制御装置等で各機器（汚水ポンプ及び雨水ポンプ等）の運転操作・監視・記録・その他必要業務を行うこと。
 - (2) 大雨・雷・その他緊急事態が発生した場合は、当直者が、区域内の浸水防除に完璧を期するために必要な流入渠、ポンプ井等の水位（特に内外水位関係には特に注意すること）、汚水ポンプ及び雨水ポンプ等の運転台数、吐出量、及び待機運転等、予め指示された管理項目を厳守すると共に、万全なる対策を講ずること。又、遠方監視制御装置等による機場設備の管理、浸水防除などが困難であると判断される場合は、直ちに待機要員に連絡を行い、人員を配置すると共に、遅滞なく本市係員に通報し、その指示、指導を受けること。
- 2 ポンプ場ほかの運転管理業務においては、年間を通じて、適正で安定した雨水排水及び汚水送水ができるようにしなければならない。

(保守点検業務内容)

第 3 6 条 受託者の行う保守点検業務内容は次のとおりとする。なお、詳細は別紙（天瀬ポンプ場等保守点検整備概要）及び本市が、必要に応じてその都度指示した内容による。

- 1 天瀬ポンプ場等の各機器の保守点検・簡易故障修理・各機器の清掃・機器まわりの清掃・監視室内の清掃・天瀬ポンプ場等の敷地内全ての環境整備を行うこと。
- 2 天瀬、巖井ポンプ場については日曜祝祭日を除く日、他のポンプ場については、週に 1 回以上保守点検業務を行うこと。（錦ポンプ場については、週 2 回巡回点検を行うこと。笹ヶ瀬ポンプ場については、下記のとおりとする。）
 - (1) 笹ヶ瀬ポンプ場保守点検業務 8 時 3 0 分～1 7 時
 - ① 週 1 回以上 4 月 1 日～5 月 3 1 日、1 2 月 1 日～3 月 3 1 日
 - ② 週 2 回以上 6 月 1 日～6 月 1 4 日、1 0 月 1 日～1 1 月 3 0 日
 - ③ 週 3 回以上 6 月 1 5 日～9 月 3 0 日
- 3 天瀬ポンプ場等で発生した軽微な故障については、受託者において修繕対応し、その状況を直ちに監督員に連絡すること。
- 4 天瀬・万成・平田・巖井・当新田・岡南・錦・浦安・笹ヶ瀬ポンプ場における地下タンクの在庫管理及び漏洩検知管検査を週 1 回以上実施すること。
- 5 各ポンプ場について、運転点検記録等を市が指定する様式で作成・提出するものとする。
- 6 岡南ポンプ場は新施設の保守点検等を行うこと。

(雨水対策業務内容)

第 3 7 条 受託者は、雨水対策業務を天瀬ポンプ場、万成ポンプ場、平田ポンプ場、巖井ポンプ場、浦安ポンプ場、笹ヶ瀬ポンプ場、当新田ポンプ場、岡南ポンプ場、今保ポンプ場、白石ポンプ場で行うこと。

内容については、次のとおりとする。

- 1 大雨・雷雨・その他緊急事態が発生した場合、又は、本市より連絡があれば、直ちに区域内の浸水防除対策に必要な、汚水ポンプ及び雨水ポンプ等の運転操作並びに流入水位・ポンプ井水位・各機器等の監視・記録及び各機器の故障復旧作業等、本市が定めた管理要項を厳守すると共に、万全なる対策を講ずる業務（以下「雨水ポンプ等運転操作業務」という。）を行うこと。
- 2 天瀬ポンプ場、巖井ポンプ場、平田ポンプ場、万成ポンプ場、浦安ポンプ場、笹ヶ瀬ポンプ場、当新田ポンプ場及び岡南ポンプ場については各機場で、今保ポンプ場については遠方監視制御または機場で、白石ポンプ場については地元操作員または遠方監視制御または機場で雨水ポンプ等運転操作業務を行うこと。
- 3 天瀬ポンプ場、巖井ポンプ場及び笹ヶ瀬ポンプ場については、大雨・雷雨・洪水注意報・警報等の発令された日や、高強度の降雨が観測された時などは、年間を通して、2人以上の従業員を、予め各機場に常駐させることを原則とし、平田ポンプ場、万成ポンプ場、浦安ポンプ場及び当新田ポンプ場についても従業員を現場に配置し、雨水排除のための運転操作を行うこととする。
- 4 笹ヶ瀬ポンプ場は巖井ポンプ場の運転と密接な関係があるので、ポンプの運転方法については巖井ポンプ場の雨水ポンプを運転する前には、前処理を行うこと。6月頃の藻刈りの時期には、除塵機運転及び点検を十分行い、スクリーンにし渣がかかっている状況にすること。
- 5 浦安ポンプ場の雨水ポンプ等運転操作業務については、原則として機場内において、雨水ポンプ等運転操作業務を行うが、必要に応じて巡回運転管理とすることができる。
- 6 緊急事態発生時等は市の要請により第2条で規定する場所に要員を配置し適切に対応すること。
- 7 錦ポンプ場において、台風接近等による降雨の影響で汚水ポンプの3台運転が必要となった場合や汚水ポンプ場にてゲート開度を10%以下に調整した場合は現地に要員を配置し適切に対応すること。
- 8 今保ポンプ場の雨水ポンプ等運転操作業務については、遠方監視制御装置による操作の場合は巡回運転管理を行い、必要に応じて現地に要員を配置し適切に対応すること。
- 9 白石ポンプ場の雨水ポンプ等運転操作業務については、地元操作員が行うことを想定しているが、地元からの要請があった場合は、遠方監視制御装置による操作の場合は巡回運転管理を行い、必要に応じて現地に要員を配置し適切に対応すること。

第 5 章 施設概要

(施設概要)

第 38 条 天瀬ポンプ場

(1) 雨水ポンプ

- ① No.1雨水ポンプ
横軸渦巻形 800mm×84m³/min×160PS
- ② No.2雨水ポンプ
立軸斜流形 800mm×84m³/min×210PS
- ③ No.3雨水ポンプ
横軸斜流形 1,000mm×132m³/min×320PS
- ④ No.4雨水ポンプ
横軸斜流形 1,200mm×200m³/min×340kW
- ⑤ No.5雨水ポンプ
横軸斜流形 1,200mm×200m³/min×350kW
- ⑥ No.6雨水ポンプ
横軸斜流形 1,000mm×132m³/min×220kW

(2) 汚水ポンプ

- ① No.1汚水ポンプ
立軸斜流形 400mm×21m³/min×30kW
- ② No.2汚水ポンプ
立軸斜流形 600mm×47m³/min×75kW
- ③ No.3汚水ポンプ
立軸斜流形 500mm×33m³/min×40kW

(3) 自動除塵機

- ① 背面降下前面かき上げ式 (沈砂池)
2,200mmW×4,350mmH×有効目幅25mm×1.5kW 6 台
- ② チェーン式背面降下前面かき上げ形 (NO.7)
2,000mmW×4,463mmH×有効目幅25mm×1.5kW 1 台
- ③ 間欠式前面かき揚げ形
4,070mmW×2,600mmH×有効目幅25mm×2.2kW 1 台

(4) 揚砂機

- 駆動水ポンプ
150mm×2.8m³/min×70m×55kW 1 台
- 空気混入式ジェットポンプ
80mm×0.5m³/min×21m³ 台

(5) 脱臭設備

- 活性炭吸着式 64m³/min
- 脱臭ファン 32m³/min×220mmAq×3.7kW 2 台

第 39 条 巖井ポンプ場

(1) 雨水ポンプ

- ① No.1雨水ポンプ

- | | | | |
|-----|-------------------|--|----|
| | 横軸斜流形 | 1,300mm×240m ³ /min×300kW | |
| ② | No.2雨水ポンプ | | |
| | 横軸斜流形 | 1,300mm×240m ³ /min×300kW | |
| ③ | No.3雨水ポンプ | | |
| | 横軸斜流形 | 1,300mm×240m ³ /min×300kW | |
| (2) | 汚水ポンプ | | |
| ① | No.1汚水ポンプ | | |
| | 立軸斜流形 | 700mm×65m ³ /min×65kW | |
| ② | No.2汚水ポンプ | | |
| | 立軸斜流形 | 500mm×33m ³ /min×37kW | |
| ③ | No.3汚水ポンプ | | |
| | 立軸斜流形 | 500mm×33m ³ /min×30kW | |
| (3) | 自動除塵機 | | |
| | ピンラック式 | | |
| | | 2,400mmW×4,477mmH×有効目幅20mm×1.5kW×2 | 2台 |
| | | 2,400mmW×4,477mmH×有効目幅25mm×1.5kW×2 | 3台 |
| (4) | 揚砂機 | | |
| | バケットコンベヤ形（埋没防止形） | | |
| ① | No.1,2汚水沈砂かき揚げ機 | | |
| | | 2.4m ³ /min×3.7kW×3,000mmW×6,200mmH×20,000mmL | 2台 |
| ② | No.3,4,5雨水沈砂かき揚げ機 | | |
| | | 2.2m ³ /min×2.2kW×3,000mmW×6,200mmH×20,000mmL | 3台 |
| (5) | 脱臭設備 | | |
| | 活性炭吸着式 | 100m ³ /min | |
| | 脱臭ファン | 50m ³ /min×260mmAq×5.5kW | 2台 |
| (6) | し渣洗浄設備 | | |
| ① | し渣洗浄機 | | |
| | 機械攪拌式（2ハルター） | 2m ³ /hr×スクリーン目幅3mm | 1台 |
| ② | 流水トラフ移送水ポンプ | | |
| | 水中汚水ポンプ（脱着式） | 100mm×1.6m ³ /min×10m×5.5kW | |
| ③ | 沈砂洗浄機 | | |
| | ダブルチェーン式トラフコンベヤ | 6.16m ³ /hr×3.7kW | |
| ④ | し渣脱水機 | | |
| | 連続式フランジャプレス | 2m ³ /hr以上×7.5kW | |

第40条 笹ヶ瀬ポンプ場

- | | | | |
|-----|-------------|--------------------------------------|----|
| (1) | 雨水ポンプ | | |
| ① | No.3雨水ポンプ | | |
| | 横軸斜流形 | 1,500mm×300m ³ /min×500PS | 1台 |
| ② | No.4,5雨水ポンプ | | |
| | 横軸斜流形 | 1,800mm×450m ³ /min×700PS | 2台 |
| ③ | No.6雨水ポンプ | | |
| | 立軸斜流形 | 1,350mm×288m ³ /min×470kW | 1台 |

- (2) 自動除塵機
- ① 走行式自動除塵機
 ピンラック式 2,300mmW×6,100mmH×有効目幅50mm 2台
- ② ダブルチェーン式前面かき揚げ型
 背面降下式 1,900mmW×6,100mmH×有効目幅50mm 5台
- (3) 揚砂設備
 水中サンドポンプ $\phi 80 \times 0.5 \text{m}^3/\text{min} \times 3.7 \text{kW}$ 1台

第41条 岡南ポンプ場（新ポンプ場）

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1,2雨水ポンプ
 立軸斜流形 1,650mm×400 m^3/min ×550kW 1台
- ② No.3-1,3-2雨水ポンプ
 コラム式斜流形 900mm×113 m^3/min ×140kW 2台
- (2) 自動除塵機
 背面降下前面かき上げ形
 4,400mmW×3,900mmH×有効目幅40mm×2.2kW 2台

第42条 万成ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1,2雨水ポンプ
 立軸斜流形 1,500mm×288 m^3/min ×850PS 2台
- (2) 自動除塵機
 背面降下前面かき上げ形
 4,000mmW×6,370mmH×有効目幅50mm×3.7kW 2台

第43条 錦ポンプ場

- (1) 汚水ポンプ
- ① No.1～3汚水ポンプ
 水中ポンプ 400mm×18 m^3/min ×37kW 3台（第1ポンプ場）
- ② No.4～6汚水ポンプ
 立軸斜流形 800mm×80 m^3/min ×37kW 3台
- (2) 自動除塵機
 背面降下前面かき揚式
 3,000mmW×4,400mmH×有効目幅30mm×2.2kW 1台
 3,000mmW×4,400mmH×有効目幅30mm×2.2kW 1台
- (3) し渣搬出機
- ① No.1し渣搬出機
 トラフ型ベルトコンベア
 600mmW×10,000mmL×1.5kW 1台
- ② No.2し渣搬出機
 トラフ型ベルトコンベア（横棧付）

- 600mmW×8, 650mm L ×1.5kW 1 台
- ③ No.3し渣搬出機
ワイヤロープ式スキップホイス
10m/min×3.7kW 1 台
- (4) し渣洗浄設備
- ① し渣洗浄機
機械攪拌式 1 m³/hr×スクリーン目幅6mm 1 台
- ② し渣脱水機
スクリュープレス式 1m³/hr以上×5.5kW 1 台
- (5) ポンプ井攪拌機
着脱式水中攪拌機
流量 34.8m³/min×羽根車径 580mm×5.6kW 1 台
流量 30.6m³/min×羽根車径 525mm×5.0kW 1 台
- (6) 脱臭設備
活性炭吸着式 40m³/min
脱臭ファン 40m³/min×200mmAq×3.7kW 1 台

第44条 平田ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1,2雨水ポンプ
横軸斜流形 1,500mm×327m³/min×500PS 2 台
- (2) 自動除塵機
背面降下前面かき上げ形
5,000mmW×4,500mmH×有効目幅50mm×3.7kW 2 台

第45条 当新田ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1雨水ポンプ
立軸斜流形 1,500mm×345m³/min×460kW 1 台
- ② No.3,4雨水ポンプ
立軸斜流形 1,500mm×305m³/min×1000PS 2 台
- (2) 自動除塵機
- ① 高段系自動除塵機
背面降下前面かき上げ形
5,000mmW×5,200mmH×3.7kW 1 台
- ② 低段系自動除塵機
背面降下前面かき上げ形
5,000mmW×9,400mmH×3.7kW 1 台
5,000mmW×9,400mmH×5.5kW 1 台

第46条 野殿ポンプ場

- (1) 汚水ポンプ
水中汚水ポンプ（着脱式） 400mm×21m³/min×10m×55kW 1 台

- 水中汚水ポンプ（着脱式） 300mm×11m³/min×10m×30kW 2台
- (2) 自動除塵機
間欠式 1,500mmW×2,900mmH×有効目幅50mm×2.2kW 2台
- (3) 破碎機
2軸差動回転カッター式 1m³/hr×7.5kW 2台
- (4) ポンプ井攪拌機
着脱式水中攪拌機
8.2m³/min×1.5kW 1台
9m³/min×2.4kW 1台
- (5) 脱臭設備
活性炭吸着式 30m³/min
脱臭ファン 30m³/min×200mmAq×2.2kW 1台

第47条 古新田ポンプ場

- (1) 汚水ポンプ
水中汚水ポンプ（着脱式） φ350×14.5m³/min×11m×45kW 2台
- (2) 自動除塵機
連続式自動除塵機
W1,200H×3,000×目巾25mm 1台
- (3) し渣洗浄設備
① し渣洗浄機
機械攪拌式し渣洗浄機
1.0m³/h×(3.7kW+0.75kW) 1台
② し渣脱水機
スクリーンプレス脱水機
1.0m³/h×3.7kW 1台
- (4) 脱臭設備
活性炭吸着式 26m³/min
脱臭ファン 26m³/min×200mmAq×1.65kW 1台

第48条 浦安ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
① No.1雨水ポンプ
二床式立軸斜流形 800mm×80m³/min×6.1m×132kW 1台
② No.2,3雨水ポンプ
二床式立軸斜流形（高流速・高比速度形）
立軸ガスタービン駆動（使用燃料:灯油）
1,500mm×356m³/min×6.3m×550kW 2台
- (2) 自動除塵機
① No.1自動除塵機
背面降下前面かき上げ形
1,200mmW×6,200mmH×1.5kW 1台
② No.2自動除塵機

- 背面降下前面かき上げ形
4,400mmW×6,200mmH×2.2kW 1台
- ③ No.3自動除塵機
背面降下前面かき上げ形
4,400mmW×6,200mmH×3.7kW 1台

第49条 田中ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1～3雨水ポンプ
軸流コラム型水中ポンプ
900mm×107m³/min×3.1m×90kW 3台
- (2) 自動除塵機
- ① 連続式自動除塵機
ダブルチェーン式背面降下型
3,600mmW×2,450mmH×3.0kW 1台

第50条 北長瀬ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1,2雨水ポンプ
軸流コラム型水中ポンプ
900mm×100m³/min×3.6m×90kW 2台
- (2) 自動除塵機
- ① 連続式自動除塵機
ダブルチェーン式背面降下型
1,400mmW×4,100mmH×1.5kW 1台

第51条 今保ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1,2雨水ポンプ
横軸水中軸流ポンプ
1,000mm×127.8m³/min×3.6m×160kW 2台
- (2) 自動除塵機
- ① ダブルチェーン式背面降下型
3,000mmW×3,900mmH×1.5kW 2台

第52条 白石ポンプ場

- (1) 雨水ポンプ
- ① No.1,2雨水ポンプ
横軸水中軸流ポンプ
1,000mm×127.8m³/min×4.0m×160kW 2台
- (2) 自動除塵機
- ① ダブルチェーン式背面降下型
3,000mmW×4,900mmH×1.5kW 2台